

平成27年 第2回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 3月2日 開会

美 瑛 町 議 会

平成27年第2回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成27年第2回美瑛町議会定例会

平成27年3月2日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 美瑛町活性化交流施設条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 美瑛町行政手続条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 6 号 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正について
- 第11 発議第 1 号 美瑛町議会委員会条例の一部改正について
- 第12 議案第 8 号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第13 議案第 9 号 平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について
- 第14 議案第10号 平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 第15 議案第11号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について
- 第16 議案第12号 平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第17 議案第13号 平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 第18 議案第24号 和解契約の締結及び損害賠償額の決定について
- 第19 議案第25号 和解契約の締結及び損害賠償額の決定について

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	斉	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	佐藤剛敏君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	鈴木貴久君
税務課長	太田茂夫君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	藤原悟君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	武井一真君
文化スポーツ推進室長	嵯城和彦君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	今野聖貴君
町立病院事務局長	古本彰君
総務課長補佐	新村猛君
総務課財政係長	竹本匡志君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	宮崎敏行君
図書館長	野崎千恵君
農業委員会会長	川崎章道君
農業委員会事務局長	東本浩昭君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	今滝毅君

○書記

事務局長 後路 宜伸 君  
係 長 高島 和浩 君

---

全国町村議会議長会自治功労議員表彰伝達並びに美瑛町議会永年勤続議員表彰

---

**○事務局長（後路 宜伸君）** 皆さまおはようございます。議会事務局長の後路でございます。定例会開会に先立ちまして、全国町村議会議長会の自治功労議員表彰の伝達並びに美瑛町議会の永年勤続表彰をただ今から行わせていただきます。全国町村議会議長会表彰は、議長在職7年表彰と議員在職15年表彰であります。また、美瑛町議会表彰は、議長在職8年、議員在職20年、在職16年、在職12年表彰であります。

それでは初めに、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。この表彰は、去る2月6日開催の第66回全国町村議会議長会定期総会において表彰されたものであります。

初めに、議長在職7年表彰として齊藤議長が、また議員在職15年表彰として沼田副議長がそれぞれ表彰されておりますので、齊藤幸一総務文教常任委員会委員長から伝達をお願いします。

齊藤委員長前の方に。それでは、齊藤議長、沼田副議長演壇の前にお進みください。

（総務文教常任委員会委員長 齊藤 幸一議員 演壇前に進む）

（議長 齊藤 正議員、副議長 沼田 成功議員 演壇前に進む）

**○委員長（齊藤幸一議員）** 表彰状、北海道美瑛町齊藤 正殿。あなたは町村議会議長として多年にわたり、地域の振興発展に寄与貢献せられた功績は誠に多大であり、よってここにこれを表彰します。平成27年2月6日、北海道町村議会議長会会長蓬 清二。代読。おめでとうございます。

（拍手）

**○委員長（齊藤幸一議員）** 表彰状、北海道美瑛町沼田成功殿。あなたは町村議会議員において多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた功績は誠に顕著であり、よってここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長蓬 清二。代読。おめでとうございます。

（拍手）

**○事務局長（後路 宜伸君）** いったんお席の方に。次に、美瑛町議会表彰規程に基づく美瑛町議会表彰を行います。この表彰につきましても、齊藤議長が表彰されますので、沼田副議長から表彰願いたいと思います。沼田副議長お願いいたします。

それでは、議長在職8年、議員在職20年表彰の齊藤正議長、演壇の前にお進みください。

（副議長 沼田 成功議員 演壇前に進む）

（議長 齊藤 正議員 演壇前に進む）

**○副議長（沼田成功議員）** 表彰状、齊藤 正殿。あなたは議会議長として8年在職し地方議会

の尊い使命を重んじて常に研鑽と努力により議会正常化を図りつつ本町の自治振興に貢献された功績は誠に顕著であります。

よって記念品を贈りこれを表彰します。平成27年3月2日、美瑛町議会。おめでとうございます。

(拍手)

表彰状、齊藤 正殿。あなたは議会議員として20年在職し地方議会の尊い使命を重んじて常に研鑽と努力をもって議会の円滑な運営に当たられ本町の自治振興に寄与された功績は誠に顕著であります。よって記念品を贈りこれを表彰します。平成27年3月2日、美瑛町議会。おめでとうございます。

(拍手)

○事務局長(後路 宜伸君) 次に、齊藤議長から表彰をお願いします。

在職20年表彰の穂積 力議員、在職16年表彰の沼田成功副議長、在職12年表彰の齊藤幸一議員、同じく山家慶治議員、演壇の前にお進み願います。

○議長(齊藤 正議員) 表彰状、穂積 力殿。あなたは議会議員として二十年在職し地方議会の尊い使命を重んじて常に研鑽と努力をもって議会の円滑な運営に当たられ本町の自治振興に寄与された功績は誠に顕著であります。よって記念品を贈りこれを表彰します。平成27年3月2日、美瑛町議会。

(拍手)

○議長(齊藤 正議員) 表彰状、沼田成功殿。以下同文につき省略します。

(拍手)

○議長(齊藤 正議員) 表彰状、山家慶治殿。以下同文につき省略いたします。

(拍手)

○議長(齊藤 正議員) 表彰状、齊藤幸一殿。以下同文につき省略いたします。

(拍手)

○事務局長(後路 宜伸君) それではお席の方にお戻りいただきたいと思ひます。

ここでご祝辞をいただきたいと思ひます。初めに、美瑛町長浜田哲様お願いいたします。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) おはようございます。一言お礼を述べさせていただきたいと思ひます。まずは全国の自治功労表彰を顕彰されました齊藤議長様、そして沼田副議長様、おめでとうございます。お二人には美瑛町の議会の先導役としてご活躍をいただけてまいりましたことに、改めてこの場をお借りいたしましてお礼を申し上げるところであります。齊藤議長におかれましては、日ごろからいろんな面でご指導いただき、長く私もお付き合いをさせていただいた思ひが強くあります。日ごろお話をさせていただいてますと豪放な感じがしますが、実はま

た違う面で議会全体のこと、町のこと、それから議員の皆さんのこと、本当に細やかに配慮されて議会運営をされている議長だと、そんなふうに強く認識をしているところであります。齊藤議長には、本当に美瑛町のまちづくり全体を議会の運営を通して大きなお力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げ、20年、そして議長8年ということでもありますから、本当にお礼を申し上げるところであります。ご苦労さまでございます。

また、沼田副議長におかれましては、齊藤議長とともに力を合わせて、時にはやはり沼田副議長は議長としての経験を持つての農業、そしてまた住民の方々の生活を支えるべく、そういう取り組みをされて来られた方でもありますから、美瑛町の農業の発展、また住民の方々の暮らしの発展に大変なご尽力をいただけてきました。副議長として大変な業績をいただき、議会の運営に大きなお力をいただけてまいりましたことに、厚くお礼を申し上げるところであります。ご苦労さまでございます。

また、美瑛町の永年勤続議員としてお力をいただきました議長様、そして副議長様には、先ほどもお礼を申し上げたとおりでありますけども、また山家委員長、齊藤委員長におかれまして12年という長きにわたり、私も議員の経験ありますけども、自分の仕事、自分のいろいろな取り組み等を進めながら、その一方で議会という非常に重要な職責を果たされるご苦労が本当にあったというふうに思っています。そんなところにありながら12年間、本当に地域の発展のために、農業の発展のために、商工業の発展のために、町の発展のためにお力をいただきましたこと、ご活躍をいただきましたことに改めて感謝を申し上げるところであります。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

任期の年ということでそれぞれの、また議員の皆さん方のご活躍を期待をされるところでありますけども、どうか今後とも体に十分に配慮されて美瑛町の発展のためにご活躍をいただきますことを、お願いを申し上げるところであります。私もまた長く皆さん方にお世話になってきましたことに厚くお礼を申し上げまして、お礼の言葉として、そしてお祝いの言葉とさせていただきます。大変おめでとうございませう。ありがとうございます。

穂積さんすみません。大事な人を忘れてました。穂積さんは、実は私、町議に出たときの同期生であります。20年というそういう議員生活の中で、先日もあるところで町民の方々が多くおられるところでお話をしたんですけども、町長はあの頃こういう議員でなというお話をいただき、私も穂積さんに、穂積さんだっという議員だったよという言い返しをさせていただきましたが、本当に思い出という部分では議員になったときから、こういう選挙をする身になったときから一緒にやってきた仲間だと、そんな思いが強くあります。住民の方々の本当に細やかな生活を見通して、議員の活動にしっかりと取り入れられて美瑛町の発展にご尽力いただき、またご活躍をいただけてきました。どうぞ、これからもまた我々にご指導いただく、また一方では穂積さんが体に気を付けられて、精一杯またいろいろな形でご活躍をいただきますこ



とを心からご期待を申し上げるところであります。申し訳ありません。こういう話をしてすみませんが、どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げます。

以上、申し上げましてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局長（後路 宜伸君） ありがとうございます。

次に議員を代表して、総務文教常任委員会副委員長杉山勝雄様お願いいたします。

（副委員長 杉山勝雄議員 登壇）

○副委員長（杉山勝雄議員） 議会を代表しまして、一言お祝い申し上げます。

このたび栄えある表彰を受けられました皆さまは、長年にわたり議会議員としての活動が認められ、このたびの受賞となられたもので、心からお祝いを申し上げます。齊藤議長におかれましては、長年の議員活動に加え8年間議長を務められ、議会の代表者として、そして議会の円滑な運営と町政の推進に尽力されており、そのご功績は誠に大きなものがあります。心から敬意を表する次第であります。

また、沼田副議長におかれましても、16年間の長きにわたり議会議員として町政に参画し、この間、副議長として8年間議長を支えるとともに、議会の牽引役として尽力されており、そのご功績に対しまして心から敬意を表する次第であります。

さらに、穂積委員長におかれましては、議員在職20年の長きにわたり、また齊藤委員長、山家委員長におかれましては、それぞれ12年間議員として町政の円滑な運営と健全な発展に終始一貫してご尽力を賜りましたことに深く敬意を表するものであります。振り返れば、お互い主義主張は違い、時折り火花を散らす論戦もありました。それも今は懐かしい思い出であります。論戦を交わしながらも、まちづくりや町政の発展を願う気持ちには違いはありませんでした。このたびの榮譽に輝きました皆さまには、今後ともご健康に十分留意され、本町発展のためより一層のご活躍をお願いいたしますとともに、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。言葉足らずでありますがお祝いの言葉といたします。誠にめでたうございました。

○事務局長（後路 宜伸君） ありがとうございます。

続きまして、受賞されました議員を代表して齊藤議長からご挨拶をいただきたいと思えます。

（議長 齊藤 正議員 登壇）

○議長（齊藤 正議員） 皆さんおはようございます。議会に先立ちまして、このたびはですね私どもの議員生活の長年を称えていただきまして表彰を受けたところでございます。本当に身に余る光栄でございます。心より厚くお礼を申し上げるところでございます。

それぞれ在職年数によってですね、年代別に表彰をいただいたところでございますが、本当に私もですね議員になって3期ぐらいは、農作業の疲れをほぐしがてら役場に行って骨休めもいかなってというような甘い気持ちでですね、本当にそんな不謹慎な気持ちでですね、この議

場を汚していたことをですね、本当に今になって深く反省をしているような次第でございます。それぞれの時代時代にですね対応しながらということでございますが、我々の仲間今回表彰を受けたのは、1番早く出馬したのが穂積委員長でございます、町長とですね平成3年に出馬したということでございます。そんなんで、その時はですねうまい具合に選挙がなかったということでございまして、私もその次の平成7年に出馬をしたのでありますが、うまくいけば選挙なしに終わるんだろう。ところがですね全然全然、後から後から出てきて選挙になったということでございます。そんなんで、あと私の次にですね古いのが沼田副議長でございますけれども、もうその後はですね、やっぱりこの美瑛に、やっぱりこの景観に誘われてですね、やっぱり町外から多くの方がですね住んで来られるというようなことから、やっぱり美瑛には活気があっていいのかな、それ以降ですね、選挙はもう毎行われるようになっております。そして平成15年にはですね定数を削減しようという動きからですね、その時は定数を2減したということでございますが、これはやっぱり2減では収まりつかないだろうというようなことでですね、その次の19年にはですね今度は一挙4人減らしたということでございまして、それぞれですね厳しい戦いをしながらですね、現在に進んでいるのが議員定数のことかなというふうに思うところでございます。しかしながらですね、やっぱり議員定数、人口、まだ美瑛町はですね1万人以上いるわけでございますし、この14人以下には絶対しない形でですね、この議会を守っていくべきだろうというふうに思うところでございます。下手な演説は何でございます。そんなんで、このあと議会もございまして、以上ですね、それぞれ議会が1枚岩になってですね町政発展のために力を合わせていくことができますね、この定数以上の力を出せるものというふうに思うところでございます。私もですね今期で辞めようということになって進んでおりますんで、あまり大きなことは言いませんけれども、それぞれですね残った議員には4割以上の大きな期待をですね掛けて去りたいなというふうに思うところでございます。ざっくばらんな、本当に言葉足りませんが、受賞者を代表いたしまして、一言お礼の言葉とさせていただきます。本当に誠にありがとうございました。

○事務局長（後路 宜伸君） 以上で全国町村議会議長会の表彰伝達並びに美瑛町議会表彰を終わります。誠にありがとうございました。

---

#### 開会及び開議宣告

---

○議長（齊藤 正議員） それでは、改めまして進行させていただきます。

ただ今から平成27年第2回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人です。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

- 議長（齊藤 正議員） これから美瑛町町民憲章の朗唱を行います。  
（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）  
（朗唱文の記載を省略する）
- 

招集挨拶

---

- 議長（齊藤 正議員） 浜田町長から本定例会招集の挨拶があります。  
（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

- 町長（浜田 哲君） おはようございます。平成27年第2回美瑛町議会定例会、全員の議員の皆さん方の出席をいただき開催をいただきました。心から感謝を申し上げるところであります。

また、今は議長さん、副議長さんはじめ、3委員長さん、全国の表彰、また美瑛町の表彰を受けられました。心から皆さん方にこれまでのご活躍に敬意を申し上げ、感謝を申し上げます。ありがとうございます。どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げます。

今年の冬は雪も少なく、何かどんなんなるだろうと不安も持ちながら進行しているところでもあります。宮様スキーマラソンもいつもよりも雪が少ないということで、雪を運び入れながらの大会ということになりました。何とか良い天気で一年過ごしたいなど、そんな思いを強くしながら今後対応していかなくやならんというふうに考えているところであります。

そんな中でスキーマラソンをはじめ、いろんな取り組み等に議員の皆さん方には、閉会中にもご支援、ご指導をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。この間も国の流れとしては、今国会も開催され、道議会も開催をされてますけども、いろんなやはり大きな課題等が浮かんでいます。TPPが見えないところで進んでいますよとか、農協の改革等もしますよというようなこと、そしてオリンピックのこともありますし、また一方では国防の関係につきましても、やはり安倍政権がこれまでの自衛隊のあり方、憲法のあり方を見直したいという、ということが参議院、衆議院選挙、両方の力関係を見据えながらいろいろと取り組んできているということも表に出ています。また、原発等の問題については、まだまだ大きな課題等もあるわけですから、我々もこの国の今後の方向等を十分に理解しながら進んでいかなくやならんと、地方自治の運営に当たっていかなくやならんというふうに思っているところであります。

す。特に今、ふるさと創生ということ国も打ち出しています。我々もふるさととなり、地方創生ですか、地方の方にいろんな仕事や、そしてまた住民の方々が暮らしていける、地域を継続していかなきゃならんという思いは強く持っているとこでありますけども、地方創生の流れとは逆にやはりアベノミクスという大都市中心、大企業中心の政策等が着々と進んでるわけでありますから、こういった部分に十分に配慮しながらまちづくりを進めていかなきゃならん。ふるさと創生に当たっていかなきゃならんというふうに思っているところでもあります。議員の皆さまはじめ、各関係機関の皆さん方には、どうぞまた行政運営、まちづくりにご活躍、ご指導をいただきますことをお願い申し上げます。

また、昨日は私事になりますけども、事務所開きを開催をさせていただきましたが、議員の皆さん方には参加をいただきお礼を申し上げます。町民の皆さん方にお礼を申し上げます。

今議会は、我々の任期4年の最後の議会というふうになります。4年の総仕上げとしての議会、一方では次のまた新たな1年を迎えるべく議会ということになります。予算等は骨格予算となりますけども、議員の皆さん方と、これまでの4年間をしっかりと踏まえて、美瑛町のまちづくりの今後の方向性を探る、そんな議会になりますようお願いしているところでもあります。議員の皆さん方にも、どうかよろしくお礼を申し上げます。

それでは、議案について説明をさせていただきます。

議案第1号につきましては、条例の制定、美瑛町活性化交流施設条例であります。現在建設中の美瑛町活性化交流施設の管理運営について本条例を制定するものであります。

議案第2号につきましては、美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。白金模範牧場について、上川生産農業協同組合連合会から施設の譲渡を受け、美瑛町営白金牧場として活用していくことにしましたので、これに必要な施設の管理運営について本条例を制定するものであります。

議案第3号、美瑛町行政手続条例の一部改正について、行政手続法の法の改正に伴う条例の見直しであります。

議案第4号、美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第5号、美瑛町教育委員会委員長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第6号、美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正について。これらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い本条例の関連規定を整備させていただくものであります。

議案第7号、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正についてであります。町立病院が平成27年度から予定している療養病床を加えた複合型病院運営の導入に伴い、本条例を改正を提案するものであります。

議案第8号であります。平成26年度美瑛町一般会計補正予算についてであります。職員

給与費の整理による減額、公共施設等整備基金などへの積立金の増額、その他事業費確定に伴う起債及び交付金等の財源調整を行う補正などであります。

議案第9号、平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。過年度分、国民健康保険税の一般会計繰出金の増額補正であります。

議案第10号、平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について、貸付金の減額及び繰越金の全額を計上したことによる一般会計繰入金の減額補正であります。

議案第11号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について、歳出では下水処理場ポンプ等修繕費の増額及び委託料執行残などの減額補正で、歳入では繰越金の全額計上に伴う財源調整に伴う補正であります。

議案第12号、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算であります。収益的収入及び支出では、事業費確定による予算額の整理で、資本的収入及び支出では、事業量の確定による工事請負費の整理、一般会計繰入金及び工事負担金の減額であります。

議案第13号、平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算であります。収益的支出では給与等の確定による減額で、収益的収入では入院患者数の減による入院収益の減額であります。資本的収入では、医療機器購入に係る事業費が確定したことによる病院事業債の減額などあります。

議案第14号、平成27年度美瑛町一般会計予算についてから、議案第21号、平成27年度美瑛町立病院事業会計予算についてであります。8議案につきまして平成27年度の各会計予算であります。一般会計と骨格予算等とさせていただきますが、継続性のあるもの、予算の整理ができているものにつきましては提案等もさせていただきます。

議案第22号及び議案第23号、指定管理者の指定についてであります。美瑛町地域資源活用総合交流促進施設の宿泊施設及び美瑛町ビルケの森パークゴルフ場の指定管理者を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第24号及び議案第25号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についてであります。平成26年5月6日、町道で発生した交通事故について和解契約の締結及び損害賠償額を決定いたしたいので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第26号、上川教育研修センター組合規約の変更についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本規約を変更するものであります。

以上、議案26件につきましてご提案をさせていただきます。ご審議をいただき、お認めをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

- 議長（齊藤 正議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、4番杉山勝雄議員と9番穂積力議員を指名します。
- 

諸般の報告

---

- 議長（齊藤 正議員） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

- 議会事務局長（後路宜伸君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

- 議長（齊藤 正議員） これで諸般の報告を終わります。
- 

日程第2 議会運営について

---

- 議長（齊藤 正議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、山家慶治議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、山家委員長。

（議会運営委員会委員長 山家 慶治議員 登壇）

- 委員長（山家慶治議員） おはようございます。報告いたします。

（議会運営についての報告をする）

（報告文の記載を省略する）

以上であります。

- 議長（齊藤 正議員） これで議会運営についての報告を終わります。
- 

日程第3 会期の決定について

---

- 議長（齊藤 正議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

## 行政報告

---

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 行政報告を申し上げます。報告書をご覧ください。6件について報告をさせていただきます。

まず第1件であります。北海道産業貢献賞の受賞についてであります。受章日が2月10日、受章者が寺崎實殿、元美瑛土地改良区理事長であります。功績内容につきましては、土地改良事業功労であります。寺崎氏は、平成6年以来土地改良区理事、理事長代理、理事長として組合の健全な運営と国営畑地帯総合パイロット事業や、道営土地改良総合整備事業等の各種事業の計画的推進に尽力されるとともに、土地改良区連合の理事、副理事長を務め、広域的な施設の管理体制の維持増進に務めるなど、地域農業の振興に多大の貢献をされたところであります。今回の受賞につきまして心からお祝いを申し上げ、またこれまでのご活躍に感謝を申し上げます。どうぞこれからもまたお元気で美瑛町の農業の発展、また我々に行政運営についてご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。おめでとうございました。

続きまして2点目であります。寛仁親王記念第38回丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンについてであります。2月の14日、15日と開催をさせていただきました。議員の皆さん方にも多く参加、出席を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。議長には、彬子女王殿下との対応にもご出席を賜りましたこと、心から感謝をしているところであります。今回の大会につきましては大変雪不足ということで、実行委員会の方々には大変苦労されています。コース設定に雪の場所、雪があるところを選ぶ、麦の植わさった畑の上を通ると麦が駄目になってしまうという、そういう中でのコース設定でありました。一時はコースを短く10キロ前後のコースでということも論議されましたけども、お客さんを迎える以上はしっ

かりとコースを設定したいということで、みんな苦勞していただきまして36.6kmのコースをとることができました。それぞれの方々に大変感謝を申し上げますし、多くのボランティアの皆さん方にもご活躍をいただきましたことを改めて感謝を申し上げます。彬子女王殿下にもご臨席をいただきました。彬子女王殿下におかれましては、今度は少し暖かいときにも美瑛に来てみたいですねというような言葉もいただき、今後対応もしていきたいなというふうに思っていますが、今後とも引き続き美瑛町とのつながりを大事に、我々も考えていきたいというふうに考えてるところであります。交歓会におきましては、町内の農村女性グループ、ネットワークすずらんの全面的な協力で、町内の農畜産物を食材とした料理を提供し好評を得たところあります。また、招待選手としてオリンピックランナー、ワールドカップのメダリストであります、夏見選手にも参加をいただき、盛り上げをいただきました。心から感謝を申し上げます。この大会もまた回数を重ねておりますので、38回から39、40と、そういったことも見据えながら今後開催をしていくと、実行委員会でもそんな論議をしているところあります。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

続きまして3点目ではありますが、びえい雪遊び事業であります。1月の31日、土曜日から2月の15日、日曜日であります。期間中約1600名の方々、子供たちを中心に活用していただきました。ふれあい館ラヴニール前エントランス広場において、町民ボランティア等の協力の元、氷の滑り台や雪像制作、例年行ってるスノースクート、バナナボート、搭乗体験やお楽しみ福まきを開催した他、手づくり豚汁や美瑛カレーうどん、ピザなども提供し、多くの子供たちが来場しました。この取り組みについては、本当に純然たる民間の方々の提案から行われている事業であります。実行していただいている委員の皆さん方に、そしてまたボランティアで対応していただいている方、参加いただいている方に感謝を申し上げ、今後ともよろしくお願いを申し上げるところであります。大変ありがとうございました。

続きまして4点目、十勝岳噴火総合防災訓練であります。2月17日、18日、白金地区、美沢地区を対象として開催をさせていただきました。札幌管区气象台発表の訓練火山情報を元に、美瑛町と上富良野町との合同訓練を、22機関349名の参加により実施をさせていただきましたところあります。また、上川管内の町村広域防災に関する決議に基づき、管内6町村の防災担当職員11名が災害対策本部や現地訓練の実施状況などを視察したところあります。また、陸上自衛隊第120特科大隊、美瑛消防署、消防団、旭川東警察署が原野6線の美瑛川水防拠点施設を会場に、火山性地震に伴う雪崩による施設倒壊と車両被害を想定した負傷者の救出訓練を実施したところあります。大変、訓練に参加をいただきました関係者の皆さま方、地区の皆さま方、そして関係機関の皆さま方に心からお礼を申し上げます。今後とも防災訓練、貴重な訓練としての位置付けでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして同じく十勝岳のことでもありますけど、5点目、十勝岳噴火警戒レベルの引き下げ



についてであります。発表日時は2月24日午後6時、札幌管区气象台が昨年12月16日に発表した噴火警戒レベル2火口周辺規制を1平常へ引き下げる発表をいたしました。十勝岳では、山体浅部の膨張がより浅い領域にまで及んでいる可能性があったこと、また熱水活動が活発化した可能性があったということで、11月ごろから12月ごろ、昨年にかけて小規模な水蒸気噴火の発生する可能性が高まったということでありました。今回データ等を整理し、水蒸気噴火の兆候は認められなくなったと判断されたところでありました。発表を受け、関係機関への連絡及び防災行政無線、ホームページによる周知を行いました。引き続き今後の火山活動の推移に注視するとともに、適切な防災体制の構築に取り組んでまいります。4日の日でありませぬ、札幌そして旭川の气象台から町側の方に詳しく説明に来たいということでありませぬ。対応し、情報等を町民の方々にまたお知らせをさせていただければというふうに思っているところでありませぬ。

続きまして、6の公用車の事故であります。2月24日、火曜日、午後4時25分ごろ、字大村大久保第1でありますが、町道旭美瑛線、大村美瑛線交差点付近であります。旭線スクールバスが旭美瑛線を市街地方向へ走行中、乗用車が右側から一時停止のある交差点内へスリップしながら蛇行状態で進入してきたため、バス右後方部側面と相手方右前方部が衝突をした事故であります。バスは乗客下車後の回送で乗客はなく、双方にケガ人はありませんでした。対応として車両保険での対応を協議中であります。

以上、今後とも交通安全、またいろんな事故、災害等に対して十分に配慮しながら、今後とも行政を進めて、運営を進めていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 美瑛町活性化交流施設条例の制定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第4、議案第1号、美瑛町活性化交流施設条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、武井経済文化振興課長。

（経済文化振興課長 武井 一真君 登壇）

○経済文化振興課長（武井一真君） おはようございます。議案第1号、美瑛町活性化交流施設条例の制定についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁から5頁になります。制定の要旨につきまして申し上げます。本町のまちづくりにおきまして、中心市街地の活性化は町政を進める上で欠かすことのできない重要課題の一つであります。町民等への多様な活動や憩い、滞留の場を提供することにより、活動領域を拡充し町全体の

ぎわいを創出することによって集客交流の活性化と独創性のある農村文化の創造を促進しながら、美瑛の魅力と活力の向上と、より豊かな町民生活の実現を図るため本施設を整備することといたしました。日常的に街なかで町民等が気軽に訪れることのできる施設を、これからの地域活性化に繋がる自由なコミュニティの場として活用するために、施設の管理運営について新たに条例を制定するものです。それでは最初に議案を朗読させていただき、その後条例制定の目的など規定内容の説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料の条例制定の要旨によりましてご説明をさせていただきます。

1の制定の概要につきましては、前段ご説明をさせていただいたとおりであります。

2施設の概要等は、本施設は地上2階、地下1階で、1階に事務室、展示室、体験室等、2階には研修室、娯楽室、団らん室、子育て支援室等、地下には交流室、厨房等を設置しており、太陽光パネルと木質バイオマスを利用した冷暖房の供給を行い、本年7月下旬ごろの供用を予定しております。

3施設の管理運営は、町が主体で行う予定であります。

4条例の制定の概要は、本条例は1条から17条で構成されており、第1条目的、第2条名称及び位置、第3条事業、第4条開館時間及び休館日、第5条使用許可、第6条から第8条までは使用料金に関するものでございます。第9条と第10条は使用許可関係、第11条目的外使用の禁止、第12条行為の制限、第13条、原状回復、第14条取消し等による損害の責任、第15条損害の賠償、第16条は管理の代行等で第1項で指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨を規定しております。第17条施行規定となっております。

それでは議案集4頁下段に戻ります。4頁下段附則でございます。附則、施行期日、第1項、この条例は平成27年7月1日から施行する。準備行為、第2項、この条例による事前の使用の手続き、その他交流施設を共用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前において行うことができる。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

議案第1号に対する総括質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、4番杉山議員。

(4番 杉山 勝雄議員 登壇)

○4番(杉山勝雄議員) 4番杉山です。活性化交流施設の条例制定について、総括質疑を行いたいと思います。この条例の目的第1条では、町民等に多様な活動、憩いの場等を提供し、地域文化の創造及び交流の活性化を図り、もって本町の魅力及び活力の向上とともに、より豊か

な町民生活の実現に資するために設置するとあります。そして、さらに第3条で事業についてうたっておりますが、(1) 交流の促進に関する事業、(2) 文化、教養の推進に関する事業、(3) 生涯学習、社会福祉の増進に関する事業、(4) その他目的達成のために必要な事業。こういうことが目的のところであつたわけですが、ここで非常にすばらしいことをきちんと表現しているなというふうに私自身は受け取っております。この目的が達成されるよう、私たちが含めて町民もお互いが力を出し合うことが大切だというふうに感じております。行政にお任せするだけでなく、町民が使う、町民も意見を持ち寄る、町民も一緒に運営に力を出すという、今までの公共の施設には無いスタイルをつくり上げることが大事なのではないでしょうか。そこで、この目的を達成するために、条例にもこの施設の運営に当たっての規定をきちんととうたうことが、必要ではないかというふうに考えます。指定管理者にびえい活性化協会がここに入ると聞いていますが、常駐される職員がいて、そして運営から企画などを行うことは必要なことだと思います。条例の第16条の2項には、指定管理者の業務が規定されております。施設の維持管理、使用許可の業務、使用料の徴収、減免及び返還に関する業務となっております。ここで言われている業務の内容は、施設の維持管理にとどまっている表現ではないでしょうか。これでは目的のところ掲げた事業に、責任をもって運営するという姿が見えてまいりません。16条の2項に目的のところ書かれている事業の運営企画に当たるということ表現すべきではないでしょうか。このことについて質問いたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 杉山議員よりの総括質疑ということで、私の方からお答えを申し上げます。まず、この施設の建設に当たりましては、議会議員の皆さん方には大変ご指導いただき、またお認めいただいておりますことに心から感謝を申し上げるところであります。今、杉山議員さんの方からもこの施設の目標、美瑛町のまちづくりに本当に目標を達成すれば素晴らしいものになるんでないかというお話をいただき、私も意を強くしているところであります。今、地方創生という時代でありますけども、地方創生がなぜ言われるかということ、地方の方が空洞化し、都会の方に、特に東京を中心に全てのものが集まってしまう、北海道でも札幌の方に集まってしまう。最近、札幌など行きますと、駅の地下道ができたせいか、非常に出て人間も駅周辺では多いというような状況でありますし、いろんな地域から札幌に移っていくというような現象も見られております。そういう地方における空白という部分について、いろんな要素がありますけども地方自治体としてこういった部分についてどう対応していくのか。これは自治体ばかりでなくて議員ご指摘のとおり民間の方々も含めて、町全体の大きな課題であると認識をしています。役場の運営、行政の運営としてどこまでこういった空白の部分について対応

してくというのは、今までも前例もなかなか無いわけでありますから、我々としても十分にそういった、どういうレベルで空白というものに対して対応していくのが必要なのかということを検討しながら、この活性化交流施設について目標設定し、建設をしてきたという経過がございます。住民の方々のニーズにどう対応するのか。また、コミュニティという相応に助け合うそういう地域、相互にまた連携し合うそういう地域づくりをどう進めていくのか。さらにまた産業という部分がまちづくりの大きな柱であるとともに、やはり文化ですとか、それから子育て、教育、こういったソフトウェア、大きなウエートをこれからも持っていくというふうに思っていますので、そういった部分について目標を設定させていただき、この施設の運営に当たっていききたいということでの条例を、制定をお願いをするものであります。ただ今ご指摘にありました、今後この施設をやはり出来てから育てる考え方が必要でないかということでもあります。私どもそういうふうに考えております。実は、この施設の設計に当たりましては、これまでも長年、連携をしています北大の関係の方々とも十分に配慮し、設計の部分についてもそういった北大の関係するの方々にもご意見をいただきながら設計を進めているところでありますが、今回提案をさせていただき条例につきましては、基本的な施設の運営という部分についての条例の制定で提案をさせていただきました。議員ご指摘の部分につきましては、今後この施設を育てていこうということで、実は先日も協議をさせていただいたところであり、建設に当たって、これまで関わってきていただいた方々に、この施設をどう育てていくかという議論の場を、これからまた維持していこうと、設定していこうということで検討を進めているところであります。今後はこの施設の条例の制定のご意見をいただきましたら、規約等、規則等、要綱において、そういった部分についての関わり等も提示させていただきながら、今後この施設を有用に使っていききたいというふうに考えています。どうぞそういった分についてご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 今の町長の答弁で意を汲んでいただいたのかなというふうに思っておりますが、この後も産業建設常任委員会のところでこの条例の審議がされる場所から、ぜひその経過も見ながら、より良い表現でと言いますかね。やはりコミュニティセンターというのは新しい取り組みだと思えますね。全国的に見てもね。そして公民館とは違う、そういう性格を持って造られるものですから、やはり条例がやっぱり基準になるんだろうと思えます。公民館でしたらいろんな法律とか予算付けについても、そういう法に基づいてと言いますかね、作られ方をするわけですけど、コミュニティセンターとなりますと公民館とは違う公共的な施設になるんだと思えます。ですから、なおさら条例に頼る性格が強くなるんだろうというふうに思っています。そんなことで、一つよろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、杉山議員さんからのご指摘、今後条例のご審議等でいろいろご意見をいただければというふうに思っています。我々としてはこの施設につきましては、施設ができたからということの考え方は一切しておりません。運営について育てていく、また住民の方々にこの施設をどう有効に使っていただくかということの住民の方々の参加についても十分に今後取り組んでいきたいと思っております。答弁の繰り返しになりますが、要綱と規則等でそういった部分についてのご審議をいただく、またご理解をいただくということになっていこうかと思いますが、現時点での今進行状態等も条例の審議の中でお答えはできると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

○議長(齊藤 正議員) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております日程第4、議案第1号は、産業経済常任委員会へ付託のうえ審査したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は産業経済常任委員会に付託のうえ審査することに決定しました。

---

日程第5 議案第2号 美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例の制定について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第5、議案第2号、美瑛町営白金牧場の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西 能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) おはようございます。議案第2号の提案理由につきましてご説明をさせていただきます。議案集につきましては6頁から9頁になります。資料は4頁から6頁になります。条例制定の趣旨でございますけれども、雄大な十勝岳の眼下に広がる敷地面積355.7ヘクタールに及ぶ広大な草地と近代的な施設を持つ白金模範牧場は、本町の基幹産業であります農業の中心柱の一つであり、酪農業の振興には欠くことのできないものであります。

また、丘のまちびえいの景観形成にとっても重要な役割を果たしてまいりました。そこで、平成26年度、上川生産農業協同組合連合会から施設の譲与を受け、本町の酪農振興と将来、食と観光の発信基地としての役割を担うための美瑛町営白金牧場として活用していくことといたしましたので、これに必要な施設の管理運営について、新たに条例を制定するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後条例制定の目的及び規定内容等の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別表資料の条例制定の要旨によりご説明をさせていただきますので、資料4頁をお開きをいただきます。

1の制定主旨につきましては冒頭で説明をさせていただきましたので、次に2施設の概要等につきましては、牧場面積は355.7ヘクタールで、そのうち採草地在199.8ヘクタール、牧場が155.9ヘクタールでございます。附属施設はバンカーサイロ5基、衛生舎1棟、育成舎6棟、堆肥舎3基、看視舎1棟、農具庫1基、水道施設1基、電気・通信施設1基でございます。

3の施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を活用し、今年1月に設立をいたしました美瑛町営白金牧場運営協議会を指定管理者として指定をする予定でございます。この指定管理者、運営協議会でございますが、町の定めた条例により管理運営に当たる予定でございます。

4の条例の概要につきましては、第1条で目的を規定しております。第2条で施設の位置、名称及び規模を規定しております。第3条付帯施設の種類及び内容を規定しております。第4条使用期間を2項にわたって規定しております。第5条使用の申請及び許可について2項にわたって規定しております。第6条から第8条までは、使用料及び減免、返還について規定をしております。第9条転貸使用の禁止について規定しております。第10条は維持管理について規定しております。第11条は事故の補償について規定しております。第12条指示及び違反に対する処置について規定しております。2項にわたって規定しております。第13条では管理の代行等について4項にわたって規定しております。ここで指定管理者に本施設の管理を行わせることができることの規定、それから2項で指定管理者が行う業務を第1号から第4号までの業務とすることを規定、第3項では第6条に規定する使用料と指定管理者の収入とすることができることの規定、第4項では指定管理者が代行できる町長の許可権限等について規定をしております。第14条では施行規定を規定しております。

議案書の8頁へお戻りをいただきます。下段の2行目になります。附則、この条例は平成27年4月1日から施行することを規定しております。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。

議案第2号に対する総括質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

（11番 角和 浩幸議員 登壇）

○11番（角和浩幸議員） 議案第2号に対する総括質疑をさせていただきます。私は、総務文教常任委員会に所属しているものでございまして、本議案、経済産業常任委員会の付託を予定されておりますので、お伺いする機会がございませんので、少々細かい点になりますけれどもこの機会にご質問をさせていただこうと思います。お尋ねしたいのは第9条、申し訳ございません。第10条並びに第11条の文言についてでございます。第10条、使用者はという書き出しで良好な維持管理に努めなければならない。11条につきましては、こちらも使用期間中の失踪、盗難、もしくは事故などの責任の一切は使用者が負うという文言と表現となっております。この条文全体の中で使用者という表現があるんですけれども、おそらく解釈としては、ここに乳牛を委託する酪農家さんのことを使用者と規定しているのだと受け取れるのでございますけれども、そうなりますと、預ける酪農家が施設の維持管理に努めなければならない。あるいは、酪農家が事故の責任を負わなければならないというふうに読めることもできます。このあたりの何と申しましょう、言葉の定義についての整理についてお尋ねいたします。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） お答えをさせていただきます。この11条のところでありまして使用者につきましては、これは指定管理者についてこのことを規定しておりますので、指定管理者がこのことを守って利用していくということを規定しております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） はい、11番でございます。はい、言葉の解釈、理解できました。ちょっと全文にわたっての検討が不勉強でできておりません。申し訳ございません。分かりました。引き続きの常任委員会の中でご討議いただければと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第5、議案第2号は、産業経済常任委員会付託のうえ審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は産業経済常任委員会に付託のうえ審査することに決定しました。

○議長(齊藤 正議員) 11時まで休憩いたします。

休憩宣告(午前10時44分)

再開宣告(午前11時00分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの農林課長の答弁です、一部訂正をしたいという申し出がございました。許します。

(「はい」の声)

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西 能正君 登壇)

○農林課長(大西能正君) 訂正をさせていただきたいと思います。先ほど角和議員からご質問の中で10条、11条のところの使用者についてということでご質問がありましたけれども、私の方で指定管理を受けたものというふうにご説明をさせていただきましたけれども、この使用者につきましては、この牧場を利用する酪農家の方を示しておりますので、そのように訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番でございます。確認でございますけれども、そうしますと、10条及び11条のここでのいう使用者っていうのは酪農家さんというふうに読んでよろしいんでしょうか。その責任を酪農家さんが負うという規定に読めてしまうんですけども、間違いないのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 大西農林課長。

○農林課長(大西能正君) はい、この町営の牧場の利用につきましては、あくまでもそこを利用される方々に発生する責任について、ここであらっておりますので、このように書かせていただいております。あくまでも利用者の方に責任があるというふうに書かさせていただいております。

○議長(齊藤 正議員) それでは休憩前のおりにですね、これは産業経済常任委員会付託のうえ審査していくことにしたいと思います。

次に進みます。



○議長（齊藤 正議員） 日程第6、議案第3号、美瑛町行政手続条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は10頁から12頁になります。条例の新旧対照表は資料の7頁から10頁になります。今回の条例改正につきましては、平成26年度法律第70号で行政手続法の一部を改正する法律が行政不服審査法の全面改正の一環として公布され、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思慮をする場合に、その行政指導の中止等を求め、また法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を求める申し出制度が創設されたことに伴い、行政手続法が適用範囲としない地方公共団体が行う行政指導と条例及び規則が根拠となる処分について、本条例の一部を改正するものでございます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町行政手続条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤 正議員） 日程第7、議案第7号、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、古本町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 古本 彰君 登壇）

○事務局長（古本 彰君） おはようございます。議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては17頁、新旧対照表につきましては資料の14頁になります。今回の条例改正につきましては、平成27年度より現在の一般病床の一部を療養病床に転換することから本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは改正内容をご説明させていただきます。平成27年度より現在の病床構成を一般病床98床のみから、一般病床、療養病床の複合型病棟に変更することから、複合型病棟の設置に対応する記載とするものでございます。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 4 号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 5 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 6 号 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正について

---

**○議長（齊藤 正議員）** 日程第 8、議案第 4 号、美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件、日程第 9、議案第 5 号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第 10、議案第 6 号、美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第 4 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、宮崎管理課長。

（管理課長 宮崎 敏行君 登壇）

**○管理課長（宮崎敏行君）** おはようございます。議案第 4 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の 13 頁をお開き願います。新旧対照表につきましては資料の 11 頁になります。このたびの条例改正につきましては、教育の継続性と安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日より教育委員長制度が廃止されます。このため、本条例中別表第 1 の教育委員会項中、委員長の欄を削るものです。なお、改正前の旧教育長に関する経過措置であります改正法の附則第 2 条の場合において、現に在職してる教育長の教育委員としての任期中に限り、従前の例により経過措置を附則に規定する改正をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第 4 号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（齊藤 正議員）** はい、課長そのまま。

次に、議案第 5 号について提案理由の説明を求めます。

宮崎管理課長。

**○管理課長（宮崎敏行君）** 議案第 5 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集

の14頁から15頁になります。新旧対照表については資料の12頁になりますので、ご参照ください。条例の改正の趣旨につきましては、議案第4項と同様でございます。改正の概要は、法改正後の新たな教育長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員であるため条例の目的を地方自治法に改正し、新たに改正法により職務専念義務が規定されたため本条例に研修、厚生等の場合など職務に専念する義務の免除を規定するものでございます。なお、法改正前の旧教育長に関する経過措置でございます改正法の附則第2条の場合において、現に在職してる教育長の教育委員としての任期中に限り、従前の例により経過措置を附則に規定する改正をお願いするものでございます。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) はい、課長そのまま。

次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

宮崎管理課長。

○管理課長(宮崎敏行君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集の16頁をお開き願います。新旧対照表につきましては資料の13頁になります。条例の改正の趣旨につきましては、議案第4号と同様でございます。改正の概要につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正された法律の条項が1条繰り上がり、本条例の第1条規定条項の改正をお願いするものです。それでは議案の朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第4号についての質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号についての質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第 6 号についての質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第 6 号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3 案件の討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3 案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 案件についての討論を終わります。

これから日程第 8、議案第 4 号の件を採決します。議案第 4 号、美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 4 号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第 9、議案第 5 号の件を採決します。議案第 5 号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 5 号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第 10、議案第 6 号の件を採決します。議案第 6 号、美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 6 号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 発議第 1 号 美瑛町議会委員会条例の一部改正について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第 11、発議第 1 号、美瑛町議会委員会条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、山家慶治議員。

(6番 山家 慶治議員 登壇)

○6番(山家慶治議員) それでは、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

よろしく申し上げます。

○議長(齊藤 正議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第11、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会委員会条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第 8号 平成26年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第13 議案第 9号 平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第14 議案第10号 平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について

日程第15 議案第11号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について

日程第16 議案第12号 平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第17 議案第13号 平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

---

○議長(齊藤 正議員) 日程第12、議案第8号、平成26年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第13、議案第9号、平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件、日程第14、議案第10号、平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件、日程第15、議案第11号、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件、日程第16、議案第12号、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件及び日程第17、議案第13号、平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。

まず、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○**総務課長(石井典夫君)** 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は18頁から63頁になります。今回の補正予算につきましては、各種事業費の確定に伴う整理及び財源調整、また、今後の財政運営に備えての基金への積立などがございます。それでは議案条文を朗読し、その後内容を説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。

議案集の36頁をお開き願います。歳出になります。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額1988万円の減額でございます。職員給与費等の調整でございます。人事異動等による会計間の異動に伴う整理でございます。なお、職員手当については超勤等の超過による増でございます。

続きまして、第2目一般管理費、補正額195万9千円の減額でございます。臨時職員の雇人数減に伴う整理及び一般消耗品等の増に伴う追加でございます。

第3目公聴広報費、補正額19万円の追加でございます。ふるさと納税者への広報紙の発送に伴う印刷部数の増に伴う追加でございます。

第5目財産管理費、補正額2千万円の追加でございます。公有財産購入ということで、平成20年の2月に土地開発基金で取得いたしました鉄西地区の土地、6846.77平方メートルのうち、826.55平方メートル、約250坪について普通財産として取得するものでございます。

続きまして38頁になります。第7目地域振興費、補正額461万2千円の減額でございます。(1)自然環境保全景観審議会事業から(3)の異業種人材育成研修事業まで執行額確定に伴う予算の整理でございます。

第10目災害対策費、補正額はございません。事業費確定に伴う財源の調整でございます。

第12目諸費、補正額139万8千円の減額でございます。(1)の美瑛高等学校の教育環境振興補助事業、それからまちづくり寄附管理事業、それぞれの減額及び追加でございます。(1)については補助金の確定に伴う整理、(2)の寄附については寄附件数増に伴う贈呈品の購入費の追加ということでございます。

第5項統計調査費、補正額124万3千円の減額でございます。(1)、(2)それぞれ執行額確定に伴う整理でございます。

40頁になります。40頁、41頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目

社会福祉総務費、補正額 1 4 8 9 万 5 千円の減額でございます。(1) の社会福祉団体補助事業から (3) 福祉バス整備購入事業でございますが、それぞれ執行額確定に伴う財源及び予算の整理でございます。

第 2 目高齢者福祉費、補正額 7 9 万円の追加でございます。介護サービス利用料軽減助成、軽減助成対象者の増に伴う追加でございます。

第 3 目障害者福祉費、補正額 1 6 0 0 万円の追加でございます。(1) 及び (3) から (5) については申請件数または利用件数の増に伴う追加でございます。(2) の障害福祉サービス等計画作成実績につきましては、事業費確定に伴う減でございます。

続きまして第 6 目高齢者福祉住宅費、補正額 9 万円の追加でございます。電気料金の値上げに伴う高齢者福祉住宅の光熱水費の追加でございます。

第 7 目地域支援事業費、補正額 5 1 万円の追加でございます。配食サービス利用者増に伴う予算の追加でございます。

続きまして 4 2 頁、4 3 頁になります。第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費、補正額 8 7 5 万 5 千円の減額でございます。子育て世帯臨時特例給付金支給事業及び児童手当支給事業でございますが、支給対象者の確定に伴う予算の整理でございます。

第 2 目保育所費、補正額 2 5 0 万円の減額でございます。広域保育他町村の入所者減に伴う予算の減額でございます。

第 3 目へき地保育所費、補正額はございません。美田へき地保育所の建設事業費確定に伴う財源の調整でございます。

第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 1 目保健衛生総務費、補正額 3 7 2 1 万円の減額でございます。まず、(1) の老人保健施設事業特別会計繰出金 1 4 万 8 千円の減額でございますが、繰越金確定に伴うものでございます。(2) の大雪地区広域連合負担金については、医療費及び介護給付費等の減額見込みによる負担金の減ということでございます。

第 2 目保健指導費、補正額 1 0 7 万 9 千円の減額でございます。検診実績減に伴う予算の整理でございます。併せて、財源の調整ということでございます。

第 3 目予防費、補正額 8 1 1 万 1 千円の減額でございます。(1)、(2) それぞれ予防接種及び検診実績に伴う予算の整理でございます、

次、4 4 頁から 4 5 頁になります。第 2 項清掃費、第 1 目清掃総務費、補正額 6 万 9 千円の追加でございます。ごみ処理券手数料の実績に伴う追加でございます。

第 2 目塵芥処理費、補正額 1 1 5 万 7 千円の減額でございます。一般廃棄物の委託費確定に伴う予算の整理でございます。

第 3 目し尿処理費、補正額 8 0 万 1 千円の減額でございます。浄化センターの業務委託費の確定に伴う予算の減額でございます。



第5款労働費、第1項労働諸費、補正額6万7千円の追加でございます。(1)の企業支援型雇用創造及び、(2)の地域人づくり事業の事業費確定に伴う予算の整理でございます。

続きまして、46頁から47頁をお開きください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額526万6千円の減額でございます。(1)中山間地域等直接支払制度交付金については、事業費確定に伴う追加でございます。78万7千円の追加。(2)青年就農給付事業でございますが、これにつきましては国の今回、26年度の経済緊急対策補正予算に対応するものでございます。27年度で実施する予定の事業について、前倒しをするための追加でございます。(3)のヘクタール残留対策事業以下については、事業費確定に伴う予算の整理でございます。

第3目畜産業費、補正額346万5千円の追加でございます。(1)草地畜産基盤整備事業、事業費確定に伴う整理でございます。事業費確定に伴う追加でございます。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額229万8千円の追加でございます。(1)道営事業負担金、緊急経済対策事業、国の26年度の経済対策補正予算に対応するものでございます。地区については朗根内地区、それから(4)の農業農村整備関係負担金、繰越明許事業、これらについて27年度へ繰り越して実施するものでございます。

第2目農道整備費、補正額93万8千円の追加でございます。(1)の道営事業負担金については事業費確定に伴う予算の整理、(2)道営事業負担金、繰越明許事業、これにつきましては27年度へ繰り越して実施するものでございます。(3)の旭第3線道路改良舗装事業、これにつきましては事業費確定に伴う予算の整理でございます。(2)の道営事業負担金については白金美瑛線のオーバーレイでございます。

続きまして48頁、49頁になります。第3項林業費、補正額250万円の減額でございます。未来につなぐ森づくり推進事業、事業費確定に伴う予算の整理でございます。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額はございません。商店街コミュニティ施設の整備に係る財源の調整でございます。施設整備交付金、それから頑張る地域交付金、これらの充当に伴う過疎債、それから一般財源の減額ということになります。

第3目観光費、補正額30万円の減額でございます。白金野営場運営管理事業、白金のキャンプ場でございますけども、国の法改正に伴い国の使用料納付が免除されるということになったことに伴う使用料の減でございます。

第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額263万円の減額でございます。人づくり育成事業、執行額確定に伴う減額でございます。80万9千円の減、(2)の地域人材育成研修施設整備事業、これにつきましては旧旭小学校でございますが、これにつきましても事業費確定に伴う財源調整及び予算の整理ということになります。

第3目町民センター費、補正額はございません。財源の調整になります。元気づくり交付金

充当による財源の調整でございます。

第4目郷土資料館費、補正額161万9千円の減額でございます。郷土資料館の事業費確定に伴う予算の整理でございます。

続きまして50頁、51頁になります。第8款土木費、第1項土木管理費、補正額14万円の追加でございます。まず、美瑛軟石取得管理費につきましては、事業費確定に伴い12万円を減額するものでございます。(2)の住環境整備費助成事業については、申請件数の増に伴う追加でございます。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額はございません。これにつきましても起債と一般財源の財源調整でございます。

第2目道路新設改良費、補正額9631万円の減額でございます。(1)の朗根内上俵真布線道路改良舗装事業から(9)までの原野1号線まででございますが、事業費の確定に伴う予算の整理でございます。

続きまして52頁、53頁になります。第3目橋梁維持修繕費、補正額88万4千円の減額でございます。執行額確定に伴う予算の整理です。

第4目除雪対策費、補正額4597万2千円の減額でございます。まず1点目の除雪対策費、委託料の1000万円の追加でございますが、これにつきましては労務費等の増高に伴う追加でございます。(2)、(3)については、事業不採択による皆減でございます。

第5目交通安全施設費、補正額32万7千円の追加でございます。それぞれ電気料金の値上げに伴う追加でございます。(1)についてはロードヒーティングの電気料金、(2)については街灯の町内会への補助金ということでございます。

第3項河川費、補正額347万6千円の減額でございます。修繕の一部を多面的機能支払交付金事業へ移行したことに伴う予算の減額でございます。

続きまして54頁、55頁になります。第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額1284万2千円の減額でございます。まず、丸山通り線道路整備事業、以下(5)の東町2丁目4番線まで事業費の確定に伴う予算の整理でございます。

第2目公共下水道費、補正額239万6千円の減額でございます。事業費等の減に伴う繰越金の減でございます。

第3目公園費、補正額3699万7千円の減額でございます。丸山公園以下、(3)まで事業費確定に伴う予算の整理でございます。

続きまして56頁、57頁になります。第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額17万1千円の減額でございます。電算化システム整備委託業務費の確定に伴う予算の整理でございます。

第2目住宅建設費、補正額517万4千円の減額でございます。(1)の丸山職員住宅改修事

業以下、(7)の6事業まで事業費確定に伴う予算の整理でございます。

第9款消防費、第1項消防費、補正額773万9千円の減額補正でございます。大雪消防組合負担金、人件費等の減でございます。

続きまして58頁、59頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額1万1千円の追加でございます。私立幼稚園途中入園児の増に伴う補助金の追加でございます。

第3目学校給食費、補正額30万9千円の追加でございます。プロパンガス使用料増に伴う追加でございます。

第4目教員住宅管理費、補正額はございません。財源調整でございます。

第5目通学自動車運行費、補正額190万4千円の減額でございます。スクールバスの購入の額が確定に伴う予算の整理でございます。

第6目学童保育費、補正額150万6千円の減額でございます。学童保育の時間延長の実績減に伴う賃金の減でございます。

第2項小学校費、補正額116万円の減額でございます。まず、(1)の小学校管理運営事業については、電気料金値上げに伴う追加で120万円の増でございます。また、美沢小学校特殊支援学級新設に伴う学校の改修費ということで66万7千円でございます。(2)から(4)につきましては、事業費確定に伴う予算の整理でございます。

続きまして60頁、61頁になります。第3項中学校費、補正額133万5千円の追加でございます。まず、中学校管理運営事業ということで電気料金の値上げに伴う光熱水費の追加でございます。120万3千円、それから特殊支援学級新設に伴う改修等で191万2千円の増でございます。美瑛中学校改修事業については、事業費確定に伴う予算の整理でございます。178万円の減額でございます。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金、補正額113万円の追加です。起債償還元金、平成24年度の国の補正予算債の借り入れに伴う元金償還据置期間、1年分でございますが、変更に伴う償還元金の追加でございます。

第2目利子、補正額2412万1千円の減額でございます。失礼しました。減額でございます。起債償還利子、これは元金と同じ理由に伴うことでございますが、借入債の利率減等に伴う整理ということで2370万7千円の減額、合わせて一時借入金の借入額減に伴う利息の減でございます。41万4千円の減でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額1億5万4千円の追加でございます。今後の財政運営に備えての公共施設等整備基金の積み立てでございます。端数については、運用利息の追加でございます。積み立てでございます。

第2目財政調整基金費、第3目減債基金費、62頁になります。第4目農業振興基金費、第

6目になります人づくり育成基金費につきましては、運用利子の追加でございます。調整でございます。

第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2907万7千円の追加でございます。これにつきましても今後の財政運営に備えての積み立てでございます。うち、ふるさと納税分で7件分15万円を含んでおります。

第9目光ファイバーテレビ放送網管理基金費、補正額7千円の追加でございます。加入者1件増に伴う追加でございます。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額132万2千円の減額補正でございます。上水道の事業費確定に伴う減でございます。

第3目町立病院負担金、補正額90万円の減額でございます。医療機器導入額確定に伴う減額でございます。

次に、歳入について説明をいたします。24頁へお戻りください。第1款町税、第1項町民税、第2目法人、補正額557万円の追加でございます。法人事業所得増に伴う追加でございます。

第5項入湯税、補正額228万3千円の追加でございます。宿泊客数等の増に伴う追加でございます。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額517万5千円の追加でございます。国の国税税収等の増に伴う調整率相当分の追加交付でございます。当初決定額が43億8198万9千円、今回の追加交付額が434万7千円、合計で今年度の交付額が43億8633万6千円、今回の補正済額で43億2141万6千円。したがって、財源保留額として6492万円を財源保留ということになっております。

続きまして第12款分担金及び負担金、第1項負担金、補正額7千円の追加でございます。先ほど基金の方でも申し上げましたが、光ファイバーテレビ放送加入者1件の増加による追加でございます。

続きまして第13款使用料及び手数料、第1項使用料、補正額8万6千円の減額でございます。町営住宅の家賃単価の精査に伴う整理でございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額354万1千円の追加でございます。1番障害者自立支援給付費負担金、それから2番目の障害児施設措置費負担金、それぞれ給付件数の確定に伴う歳入の追加でございます。児童福祉費負担金については、事業手当支給件数確定に伴う整理でございます。

第2目衛生費負担金、補正額38万8千円の追加でございます。国民健康保険基盤安定負担金交付額決定に伴う追加でございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額3653万8千円の追加でございます。平

成25年度の補正に伴う地方負担の34.2%分の交付金でございますが、予算措置済額が1億5761万4千円、今回の総額が1億9415万2千円でございますので、その差し引き分を今回補正したものでございます。

第2目民生費補助金、補正額1133万5千円の減額でございます。1番の地域生活支援事業費補助金については、給付費実績増に伴う追加でございます。25万円の追加。それから2番目の臨時福祉給付金事業補助金、それから子育て世帯臨時特例給付金、これらについては対象者確定に伴う予算の整理ということになります。

第4目商工費補助金、補正額531万6千円の追加でございます。商店街コミュニティ施設整備事業交付金、先ほど歳出で財源調整で申し上げたとおりでございます。

続きまして26頁、27頁になります。第5目土木費補助金、補正額1億5283万6千円の減額補正でございます。まず、1点目の住環境整備事業交付金につきましては助成件数増に伴う追加でございます。13万円の追加。第2節の道路橋梁費補助金及び第3節の都市計画費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金交付額確定に伴う予算の整理でございます。第4節の住宅費補助金につきましては、事業費確定に伴う交付金の整理でございます。

第6目教育費補助金、補正額572万8千円の減額補正でございます。美瑛中学校の改修事業費の確定に伴う歳入の整理でございます。

続きまして28頁、29頁になります。第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額330万4千円の追加でございます。1番、2番それぞれ給付費、実績見込み増による追加でございます。その下、児童手当負担金については、対象件数確定に伴う予算の整理でございます。減額でございます。

第2目衛生費負担金、補正額417万8千円の減額でございます。1番、2番それぞれ交付額決定に伴う予算の整理でございます。

第3目土木費負担金、補正額2213万9千円の減額補正でございます。事業不採択による減額でございます。

第2項道補助金、第1目民生費補助金、補正額42万5千円の追加でございます。1番、地域生活支援事業費補助金、給付実績見込み増に伴う追加でございます。12万5千円の追加。2番目の地域づくり総合交付金については、国の生活支援事業制度見直しによる道補助金の追加でございます。30万円の追加。

第3目衛生費補助金、補正額70万円の追加です。北海道地域自殺対策緊急強化推進事業費でございますが、補助額確定に伴う追加でございます。

第4目労働費補助金、補正額6万7千円の追加です。事業費確定に伴う緊急雇用創出推進事業費の補正でございます。

第5目農林水産業費補助金、補正額1475万6千円の追加でございます。1点目の中山間

地域等支払制度交付金については、事業費確定に伴う追加でございます。58万9千円。2番目の青年就農給付事業交付金については、国の26年度経済緊急対策に伴う27年度事業の前倒しによる追加でございます。3番目のヘクタクロル残留対策事業については、事業費確定に伴う予算の整理でございます。未来につなぐ森づくり推進事業についても事業費確定に伴う予算の整理でございます。

第6目商工費補助金、補正額1000万円の追加でございます。地域人材育成研修施設整備に伴う補助金の追加、森林整備加速化・林業再生事業補助金、新たに採択を受けたものでございます。道産材の活用に伴う補助金でございます。

第3項道委託金、第1目総務費委託金、補正額124万3千円の減額でございます。1番、2番それぞれ執行額確定に伴う予算の整理でございます。

第3目土木費委託金、補正額4万8千円の追加でございます。樋門・樋管の委託単価見直しに伴う追加でございます。

続きまして30頁、31頁になります。第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額68万4千円の減額補正でございます。教員住宅の入居者年度中の退去等に伴う使用料の減でございます。貸付料の減でございます。

第2目利子及び配当金、補正額13万6千円の追加でございます。1番の公共施設等整備基金運用利子以下、5番目の人づくり育成基金運用利子まで各基金の運用利子の整理でございます。

第2項財産売払収入、補正額346万5千円の追加でございます。畜産担い手育成総合整備事業施設売払収入、事業費確定に伴う追加でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額15万円の追加でございます。まちづくり寄附金7件でございます。合計で360件、総額で796万1千円でございます。2月24日現在で376件、847万1760円という状況になっております。ちなみに、今日も希望者が何人かメールで入っておりました。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額119万9千円の追加でございます。福祉基金繰入金、それから2番目、3番目の人づくり育成基金繰入金、それぞれ執行額確定に伴う予算の整理でございます。4番目の国民健康保険特別会計繰入金については、国保税収入増に伴う追加でございます。161万6千円。

第20款諸収入、第4項受託事業収入、補正額1万円の減額でございます。決算見込みに伴う減でございます。農地保有合理化事業事務受託金でございます。

第5項雑入、補正額111万円の追加です。国の緊急経済対策による繰越明許事業で実施する道営事業交付金の追加でございます。

続きまして32頁、33頁になります。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額

240万円の減額でございます。(1)の緊急防災減災事業債以下、(7)の事業費確定に伴う起債の整理でございます。

第2目民生債、補正額730万円の減額でございます。過疎対策へき地保育所建設事業債及び福祉バス整備事業債、それぞれ事業費確定に伴う起債の整理でございます。

第4目農林水産業債、補正額840万円の減額です。それぞれ事業費確定に伴う過疎対策ソフト分、それから辺地、それから過疎、それぞれの整理でございます。

第5目商工債、補正額6250万円の減額でございます。商工債、過疎対策商店街コミュニティ施設整備事業債、それから観光振興事業債、ソフト分でございます。そして、その下段になります文化スポーツ振興債、地域人材育成研修施設整備事業債、それぞれ事業費確定に伴う補助金の充当等々による財源の調整でございます。

続きまして34頁、35頁になります。第6目土木債、補正額760万円の減額でございます。道路橋梁債、それから都市計画債、それぞれ事業費確定に伴う交付金の充当等々による起債の整理でございます。

第7目消防債、補正額50万円の減額でございます。事業費確定に伴う起債の整理。

第8目教育債、補正額680万円の減額でございます。事業費確定に伴う起債の整理でございます。1の教育総務債から中学校債まで同様でございます。

第9目病院事業債、補正額90万円の減額でございます。事業費確定に伴う起債の整理でございます。

第10款臨時財政対策債2095万9千円の追加でございます。臨時財政対策債発行額確定に伴う追加でございます。

続きまして第2表の説明を行います。21頁へお戻りいただきたいと思っております。平成27年度に繰り越して実施するものでございます。また、平成26年度第7回臨時会で議決いただいた繰越明許費について繰越額を変更するものでございます。

第2表繰越明許費補正追加、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、総合行政情報システムルームネットワーク管理事業、498万9千円の繰り越しでございます。

続きまして第6款農林水産業費、第1項農業費、草地畜産基盤整備事業2088万円の繰越額でございます。第2項耕地費、道営事業負担金以下、2事業につきまして合計で596万5千円でございます。それぞれ通常の繰越、合わせて国の26年度の経済対策に伴う緊急経済対策の繰り越し等々でございます。農林水産業費合計で2684万5千円、7事業合計で3183万4千円でございます。

続きまして変更になります。第7款商工費、第1項商工費、事業名が商店街コミュニティ施設整備事業、金額が2億3712万7千円、変更後金額でございますが1億4712万7千円でございます。合計で変更前繰越額が2億3712万7千円。変更後が1億4712万7千円

でございます。続きまして第3表の説明を行います。22頁をお開きいただきたいと思います。町債の総額から7544万1千円減額し、総額を19億6025万9千円とするものでございます。起債の目的、限度額のみ申し上げます。第3表地方債補正変更、地方債の目的、緊急防災減災事業、変更前限度額4億8490万円、変更後限度額4億6250万円。辺地対策事業、変更前限度額5650万円、変更後限度額5020万円。過疎対策事業、変更前限度額11億9030万円、変更後限度額11億2260万円。

続きまして臨時財政対策債、変更前限度額3億400万円、変更後限度額3億2495万9千円、合計、変更前限度額20億3570万円、変更後限度額19億6025万9千円でございます。

19頁及び20頁の第1表については説明を省略させていただきます。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（齊藤 正議員） 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告（午後12時01分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、藤原保健福祉課長。

（保健福祉課長 藤原 悟君 登壇）

○保健福祉課長（藤原 悟君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は64頁から69頁になります。このたびの補正予算は、国民健康保険税の収入増により平成26年度の一般会計へ繰り出しをするために増額補正を行うものであります。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。

初めに歳出からです。議案集の68、69頁をお開きください。歳出、第2款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金補正額161万6千円の追加です。平成26年度一般会計への繰り出しを行うものであります。

次に、歳入のご説明を申し上げます。66頁、67頁にお戻りください。歳入、第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税、補正額161万6千円の追加です。

65頁の歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。



○議長（齊藤 正議員） はい、課長そのまま。

次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は70頁から75頁になります。このたびの補正予算は、歳出では老人保健施設運営貸付金の額の確定により減額補正を行うもので、歳入につきましては一般会計からの繰入金と繰越金との財源調整などにより補正を行うものであります。それでは議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに歳出からです。議案集の74、75頁をお開きください。歳出、第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、補正額800万円の減額です。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金につきましては、繰入金との財源調整であります。

次に、歳入のご説明を申し上げます。72、73頁にお戻りください。歳入です。第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額14万8千円の減額です。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、17万円の増額です。

第4款諸収入、第1項貸付金元利収入、第1目貸付金元利収入802万2千円の減額です。

71頁の歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、今野水道整備室長。

（水道整備室長 今野 聖貴君 登壇）

○水道整備室長（今野聖貴君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、76頁から82頁になります。初めに76頁をお開き願います。今回の補正は、歳入においては繰越金の額の確定に伴う財源調整等です。歳出におきましては、修繕費の増、入札に伴う各事業費の整理及び起債償還利子の変更に伴い減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

初めに歳出からご説明を申し上げます。81頁をお開き願います。歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第1目一般管理費、補正額100万円の減額です。下水道使用料徴収事務委託負担金及び消費税について額が確定したことにより整理するものです。

第2目終末処理場費、補正額216万9千円の増額です。下水処理場の圧送ポンプ等の修繕に要するものです。

第2項事業費、第1目建設事業費、補正額101万円の減額です。下水処理整備事業及び下水道事業認可変更業務に係る事業費確定により整理するものです。

第2款公債費、第1項公債費、第2目利子、補正額103万4千円の減額です。借入利率の変更に伴い整理するものです。

次に、歳入の説明を行います。79頁にお戻り願います。歳入、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料、補正額11万円の減です。下水道使用料の減です。

第3款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額239万6千円の減額です。企業債償還金繰入金の借入利率の変更及び繰越金の確定に伴い整理するものです。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額353万1千円の増です。前年度繰越金の額の確定によるものです。

第6款町債、第1項町債、第1目下水道事業債、補正額190万円の減です。繰越金の額の確定により財源整理するものです。

次に78頁に戻りまして、地方債補正についてご説明申し上げます。前年度繰越金の額の確定に伴い財源整理するものです。それでは朗読いたします。第2表地方債補正変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額190万円、変更後限度額0、合計、変更前限度額、3190万円、変更後限度額3千万円。

77頁の第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） はい、そのまま。

次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

今野水道整備室長。

○水道整備室長（今野聖貴君） それでは、議案第12号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、83頁から87頁になります。初めに83頁をお開きください。今回の補正は、収益的支出の営業費用では職員手当及び減価償却費等の減、資産消耗額確定に伴う整理で、収益的収入の営業収益及び営業外収益は、業務量実績確定に伴い整理するものです。また、業務量の減に伴い資本的支出では建設改良費の減、資本的収入では工事負担金、一般会計補助金の減額をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

初めに、収益的収入及び支出の支出についてご説明申し上げます。86頁をお開き願います。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費、総補正額130万円の減。手当では職員手当等の整理、委託料では業務確定に伴い整理するものです。

第4目減価償却費、補正額1763万円の減。実績確定に伴い整理するものです。

第5目資産減耗費、補正額619万3千円の増。26年度中に生じた除却資産の確定により整理するものです。

次に、収入についてご説明申し上げます。85頁をお開き願います。第1款水道事業収益、第1項営業収益、第2目その他営業収益、補正額49万9千円の増。給水装置工事の増加による手数料、材料売払収益を増額するものです。

第2項営業外収益、第1目他会計負担金、補正額22万2千円の減。事業費の確定により整理するものです。

第2目他団体負担金、補正額30万円の減。消火栓の修繕が発生しないことから減額するものです。

第5目長期前受金戻入、補正額1193万円の減。業務量及び実績確定に伴い整理するものです。

第6目雑収益、補正額8万8千円の増。助成金等の額の確定により整理するものです。

次に、資本的収入及び支出の支出についてご説明申し上げます。87頁をお開き願います。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額249万8千円の減。事業費の確定に伴い整理するものです。

次に、資本的収入についてご説明申し上げます。第1款資本的収入、第1項工事負担金、第1目工事負担金、補正額254万7千円の減です。事業費の確定に伴い整理するものです。

第2項一般会計補助金、第1目一般会計補助金、補正額132万2千円の減。事業費の確定に伴い整理するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7908万3千円は、過年度分損益勘定留保資金7908万3千円で補填するものとする。以上であります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（齊藤 正議員）** 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、古本町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 古本 彰君 登壇）

**○事務局長（古本 彰君）** 議案第13号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、88頁から92頁になります。今回の補正につきましては、今年度入院患者数が減少傾向で推移しており、当初予定を下回る見込みとなったため事業予定量の減員補正、収益的収入及び支出では入院患者数減少による入院収益、材料費及び経費の減額補正と給与費の減額補正などをお願いするものです。また、資本的収入及び支出では備品購入費の額が確定し、一般会計負担金、企業債及び備品購入費の減額補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、最初に収益的支出についてご説明をさせていただきます。

9 1 頁をお開き願います。第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、第 1 目給与費、補正額 4 5 2 8 万円の減額です。看護師給、事務員給、看護師手当につきましては、看護師にあつては退職に伴い、事務員に当たっては異動に伴い、それぞれ減額をお願いするものであります。報酬につきましては、出張医の回数減に伴う支給額の減によるものです。また、法定福利費につきましては、看護師の退職による共済組合及び退職手当組合負担金の減額であります。

第 2 目材料費、補正額 1 1 1 0 万円の減。薬品費、診療材料費、給食材料費につきましては、それぞれ入院患者数の減少に伴い購入量の減及び薬品の廉価購入などにより減額するものです。

第 3 目経費、補正額 1 7 7 万円の減。賃借料につきましては、出張医への送迎回数の減少により減額するものです。また、委託料につきましては、患者数の減少に伴う委託件数の減により減額をお願いするものでございます。

第 6 目資産減耗費、補正額 1 0 5 万円の減。固定資産の除却資産の実績により減額するものでございます。

次に、収益的収入についてご説明いたします。9 0 頁をご覧ください。第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、第 1 目入院収益、補正額 1 億 9 2 0 万の減。入院収益につきましては今年度のこれまでの入院患者数が当初予定を下回って推移しているところから、年間の延べ入院患者数を当初比で 4 4 2 1 人減員し、これに伴い収益の減額をお願いするものでございます。

次に、資本的支出でございます。9 2 頁をお開き願います。第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費、第 1 目資産購入費、補正額 1 0 0 万 5 千円の減。今回、起債対象医療機器等の購入の額が確定いたしましたので、減額をお願いするものです。

次に、資本的収入です。第 1 款資本的収入、第 1 項医療設備整備負担金、第 1 目医療設備整備負担金、補正額 9 0 万の減。一般会計負担金について備品購入の額が確定したため減額をお願いするものです。

第 2 項企業債、第 1 目企業債、補正額 9 0 万円の減額です。企業債につきましても備品購入の額が確定し、減額をお願いするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（齊藤 正議員）** これで 6 案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、6 案件に関連する事項について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで 6 案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第8号について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を許します。

議案集の36頁から39頁まで、初めに平成26年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、7番花輪議員。

**○7番(花輪政輝議員)** はい、7番議員です。38頁、第12目諸費、説明欄の(1)美瑛高等学校教育環境振興補助事業補助金210万円の減額についてであります。今年度ですね美瑛高校に対する補助金の額が確定したということだと思いますが、補助金の総額や補助の内容などは、どのような状況でしょうか。

また、もう1点ですね、1月に北海道教育委員会が発表しました美瑛高校の当初出願総数ですね、入試の申し込みですね、これは残念ながら対前年を割り込んでしまったという状況が報道されています。その点どのようにお考えでしょうか。2点伺います。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、鈴木政策調整課長。

**○政策調整課長(鈴木貴久君)** まず、1点目の美瑛高校に対する支援補助の内容でございます。

当初予算につきましては、1253万3千円を計上いたしました。先月、1月末現在の総額が美瑛高からいただきました。それから以降2月、3月と支出になるであろうという額をプラスしまして総額で1043万3千円。したがって、210万円の減額の補正をしたわけでございます。その区分ごとの内容でございますけれども、まず入学準備補助につきましては、26年度当初は2間口80名を予定してございましたが、実質の補助額につきましては65名の入学者でございましたので、こちらの方で45万円の減額となっております。それから修学旅行の補助でございますけれども、こちら最終的に46名ということで一番大きいんですが、102万円を減額したところでございます。それから通学費の補助でございますけれども、こちらにつきましても年間等それぞれ町外者には年額2万5千円、町内者については全額補助ということでございまして計算しまして、53万円の減額となっております。その他、試験補助、それから資格取得試験補助、それから学校の募集等ポスター作りとかいろいろありまして、こちら増減ありますけれどもマイナス10万円の減、合計で210万円の減額となっております。

それから2点目の質問でございまして、当初、出願状況が出たわけでございます。1月の中間発表で42名という状況でございまして、先日、新聞で最終的に44名の方が受験するとい

うことで伺ってございます。少子化の影響を受けたということであるとはいえ、結果的に44名ということで残念な結果であると思っております。昨年、美瑛高校を訪れまして、これから募集に当たりまして私の方から市内の中学校に行く際にですね、町からの入学費補助と先ほど説明した補助の内容について一生懸命宣伝していただきましたし、それから美瑛高の1番の特色でありますイベント等に対するボランティア校としての取り組み、それについても説明機会を言ってきたということで報告を受けてございます。それから、来年からヤフーと連携した取り組みを何とか考えていくということで、その部分についても触れていただきたいということで、それについても宣伝してまいったとこなんですが、結果的に44名ということで残念なことだと思っております。もっとアピール的なこと、積極的なマスメディアに対するアピールとか発信していくことが、お互いに私の方からも、また美瑛高校としても足りなかったのかなということでは思っているところでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 本町も美瑛高校の継続並びに維持のためにですねしっかり補助金を設けて、そして努力をされたということについては高く評価を皆さんがしているものと存じます。このたびですね、たまたま調べましたら40名の定員のところに、去年は28名で定員割れしていた高校が、今年ですね65名の入試の応募があって管内でもトップ、1.6倍の応募があったということがありまして、なぜそうなったのかというような分析の部分で、一つは制服のデザインが変わった。一つは入学準備金として保護者には10万円がですね補助されたとかですね、ホームヘルパー2級ですねそういう試験を受けるための研修費用等はですね補助されるというようなことがすごく浸透してですね、将来の就職というようなことから明るいというようなことで、応募が増えたんでないかというようなことが報道になっておりまして、本町もですねまだまだ現在の補助の内容ですねさらに更新して検討するならばですね、今後の生徒募集が増加する可能性も十分にあると私は思うわけなものですから、今後も補助の内容についてのご検討について再度具体的に何かお考えになっていることがあるのか伺いたい。

またもう1点は、本町の美瑛高校の場合には推薦の枠がゼロになってまして、推薦の枠があるとですね割と応募される場合も多いのではないかなと。本町が今回、大きく補助を出して頑張ったにも関わらず応募が少ないというのはですね、こうした推薦の枠が無いということもですね原因の一つとなっているのかどうか、その点どのようにお考えでしょうか。以上、2点再度伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、鈴木課長。

○政策調整課長(鈴木貴久君) まず1点目の、お隣町であると思えます。昨年、募集前に入学

準備的なもので10万円というようなことで新聞紙上で出てきたのを記憶してございます。本町におきまして、さらに検討をしたらどうかということでございます。今現在、美瑛高の中で、先日の新聞に出てございますけども、フードデザインの方で全道ローソン提供しまして、美瑛牛乳を使ったプリン風味のディニッシュパンを2週間で2万個発売するというので、先行発売で23日に美瑛のローソンで500個を完売したというようなことで出てございました。そういうわけございませんけども、今現在、特色ある教育ということで、美瑛高の3年生がフードデザインを専攻しまして、週3時間、年間で90時間だと思いますが、こちらでそういった特色ある教育支援の活動をしてございます。実質、美瑛高は普通科高校でございますので、それぞれ検討するときには学校の教員の適材的な分野、専門的な部分もございますけども、それも一つだと思っております。また、新たな検討内容につきましては、現在、平成27年度予算、明日提案の予定でありますけども、その中は前年度を継続した補助内容で今のところ検討してございますので、今後、平成28年度に向けて今年の9月までには例えば入学の準備補助金、現在3万円のところを少し補助額を拡大するとか、そういったことを積極的にマスメディアを通じてアピールしていくのも、先行して取り上げていって宣伝すれば、また可能性が出てくるのかなということを考えてございます。

もう一つの推薦枠についての取り組みでございますけども、こちら町側の立場でございますので実質道教委の方で今後どうなっていくのか分かりませんが、町の方としても協議、こちらでお話に行くのは構わないと思っておりますので、ゼロ枠を推薦枠をいくらかということで行くことについては、今後何かの折にちょっとお話してまいりたいと思っております。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 美瑛高校の運営についてご質疑をいただき、今後の取り組み等もよく考えてということでご質問いただきました。まさに議員ご指摘の部分、重要な案件だというふうに考えています。そんなことから美瑛高校の運営について、いろいろと日ごろから情報交換をし、学校とも連携をしているところであります。昨年も学校を、高校ばかりでなくて小学校、中学校、高校、子供たちをどう地域の中で大切に育て、教育という部分について、また地域づくりについて我々の地域の中でいろんな取り組みを進めていくか、協議会をつくったところでもあります。美瑛高校の部分については、私も町長に就任して校長先生が大体2年ですから、2年のこういう繰り返しでやってきてます。高校というのはですね、実はどういうふうに見て良いのか私も道教委の考え方を計りかねる部分もあるんですけども、基本的には道の経営事項なんですね。道が各地の学校を経営する責任があるわけです。我々はそれに対して支援をするという形で進めます。ですから高校の配置なんかもですね、この高校には子供が集まらんから

閉校するとか何とかというような再編がありますけども、私からすればですね経営者が自分たちで人を集められなくて、自分たちで集まらんからといって言い合っている。何か妙なところだなと実は思っています。やっぱり経営する高校を北海道として、北海道の高校教育はこういうような形で配置してやるんだと、そういう部分を全体的な子供たちの状況等を確認しながらやっていくのは基本だというふうに思ってます。子供が少なくなったら閉校しますみたいな、脅しのような言葉をですね掛け合ってやるものでは決してないと。例えば、美瑛高校に美瑛の子供たちが集まらないのは経営者の責任なんでありますけども、そこを全く自分たちの責任と考えてない存在なんですね。私ども美瑛高校存続を何とか存続するため頑張るんだと言うと、道教委からですね美瑛高校さんは地元の人が集まらないんじゃないですかと、こう言うんですね。まるで人のせいみたいに言うんですけども冗談じゃないと。本当に経営している方々、何の責任を感じてやっているんだと、実はそんなことを思っています。そんな中で、しかし我々も権限の問題ですから、権限の無いところで吠えてばかりいてもしょうがないもんですから、来てくれる校長先生に常に美瑛高校の状況等、高校にしっかり子供たち集めれるような状況をやろうということでこれまでも取り組んできました。奥山校長先生のように教育長までやっていただきながら、美瑛高校ばかりでなくて教育全般に関わってくれた方もおられますし、美瑛高から他の学校に移っていきました山本校長先生につきましてもですね、校長先生になったときに私の方からも、その前の校長先生は若い校長先生でありあまり経験がない先生なもんですから、俺に任せろと言って60人ぐらいから70人いた入学生を30人台にしてしまったんですね。こういうことでは大変だということで、次の山本校長先生に校長先生こんな状況だと、やっぱり校長先生が腹決めてやってもらわなきゃならんということで、校長先生からも町長それであればお金も出してくれと、私もやるということでいろいろ頑張って、2年間でまた60数名以上の子供が集まるようになってきました。しかし、またその校長先生がですね2年したらいなくなるわけですね。それがまた振り出しに戻るといような状況でありますから、先日も新しい校長先生に再度、やっぱり高校の経営者として頑張ってもらいたいんだと、我々も協力すると。1人で何か困った顔しないで我々と一緒にやろうじゃないかという話をさせていただきましたが、その部分については理解したと、私もそのつもりだと言って合意をしているところであります。そんな面からしますと、基本的に美瑛高校がどういう形で高校を運営するのかというのは、道教委、そしてまた美瑛高校の校長先生をはじめ関係者がやはり決定する事項になってきますんで、我々としては側面支援にならざるを得ないと。しかし、このまま見てますとですね、少なくなってきたところは少子高齢化の中で閉校ということですから、北海道の教育委員会にですね一体どういう考えをしてやるんだということは、やはり言っていかなきゃならんというふうに思っています。そういう時期がそろそろ来てるなということで、話をして行こうと思ってます。一方で我々、今美瑛高校の先生方、生徒の方に地域の資源、地域の取り組み等に十分



一緒にやっていけるような、そういう体制をとって特色ある、また情報を発信できる学校にしていこうということもまたやっぴいかなきゃならんというふうに思っています。そういったことで、今後高校についてはですね、何か補助金を出したから出さないからということよりも、やはり地元の高校生が通いやすい高校にするために本当に教育委員会なり、我々も含めて一生懸命努力すると。そして他の地域からも美瑛高校に行ってみたいというふうな、そういう学校にしていくことが必要だというふうに思っていますんで、総力を挙げて、そういう方向に向けて協力関係を取りながら取り組んでいきたいと、今そんなふうと考えているところであります。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案集の40頁から43頁まで、第3款民生費についての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、説明欄の（2）臨時福祉給付金支給事業交付金、1058万5千円の減額補正の計上について伺いたいと存じます。本件は、消費税増税に関して低所得の皆さんに少しでも生活の足しにということですね1万円、非課税世帯に贈られるという部分でございましたが、大きく1058万5千円が減額になったということですね、今般の対象者の総数や実際の支給数、そして支給率ですね、などはどのような状態だったのでしょうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） 臨時福祉給付金支給事業につきましては、議員のお話のとおり、消費税の5%から8%引き上げということに伴って、臨時的な措置として国が行うということになった制度であります。1人に付き1万円、そして年金をいただいている方についてはプラス5千円という加算になります。そういった中で、そういった制度が始まるという情報を受けてですね、平成26年度当初予算で全くどの程度の方が対象になるのか分からないということも含みながらですね、大体4千万円程度の当初予算を計上させていただいたところであります。この対象者は、平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象だということでもありますので、7月に税情報が大体分かりますので、それを基にですね、あなたは住民税の賦課がされておられませんのでこういった臨時福祉給付金の対象になる可能性がありますよということで、個別に通知と併せて申請書を送付させていただいたところであります。その対象となった世帯が1932世帯で2500人程度おりました。実際、申請を受理と言いますか、受付してみま

したところ、最終的に言えば1703世帯の2255人、うち1499人が年金受給者というようにことになってですね、当初、先ほど申し上げましたとおり、あなたは住民税が賦課されておきませんので、ひょっとすると対象になるかもしれませんといった方へ、通知した方々に対して約88パーセントから89パーセントの申請となったわけでありまして。じゃあなぜ88パーセントとなったのかなっていうところなんですけども、支給要件といたしましては他の例例えば子供さんなり、親族の方からですね税の扶養になっている方については対象外ですよというようなこともありまして、それは吟味しないでおうちの方へ通知している部分がありますから、大きな要因としましてはそういった方が支給の申請をされなかったんじゃないかなというふうに思っているところでありまして。そればかりじゃなくて、一部には転出ですとか辞退された方もいらっしゃるのかなということで、そのことで対応というか、支給をさせていただいたところでありまして。もう少しつけ加えますと、10月9日に国は3か月程度の申請受付という期間を設けたわけなんですけども、美瑛町といたしましては10月9日には完全に周知もできていない状態だろうということも踏まえながら、途中でまた周知をし直しをしながら、1月9日までに延期をして受付を行ってきたということでありまして。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) ただ今伺いましたら大変画期的と申しますか、申請書を最初からですね対象者と思われる町民の皆さんに送付をしてくださった。そしてしかも、住民税が非課税であるから可能性は非常に高いというようなことまで添えてですね出してくださった。そのことが88パーセントから89パーセントということは大変近隣町村や市町、旭川市なんかと比べましたら10パーセント以上も高いんでないかということが伺われて、一つは大きな安心をしておりますが、ただ、もう一方の子育て世帯臨時特例給付金の場合は、およそ98パーセント程度いってる数字なんでございますので、来年度の1万円から減額になって6千円ではありますが、再度新年度もこれは支給される予定がございまして、さらに、何とか支給率がなお10%程度下がるんですね。上昇して町民の皆さんが本当に良かったなど、町は親切ですね。そうやって面倒みってくれるわというようなことになるよう、ぜひさらなる支給率の向上に向けてですね何とか検討いただくような考えはございますでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) この臨時福祉給付金、5から8パーセントに消費税が上がったということで、平成26年度のみを取り組みになるのかなというふうに思っていましたところ、議員からお話のとおり、平成27年度もですね額は減って大人の方が6千円、子供の方が3千円ということで、さっき申し上げたような年金の加算金はどうも無いような情報が今のところ

あるわけですが、そういった中で支給がされるというようなことで今情報があります。今回は、諸般のそういった事情によって88パーセント、大人の方はなったわけですが、この制度をですねより周知させていただきながらですね、そういった所得の低い方々へできる限り支給をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「はい」の声）

10番福原議員。

○10番（福原輝美子議員） 10番福原です。款項の社会福祉総務費の同じ説明欄の2番臨時福祉給付金、この申請、今先ほど花輪議員からもずっとありまして、課長の説明の中でもあったんですが、その申請の対象はたくさんいらっしゃるけれども、支給するときにはマイナスだったということは、支給の中の申請対象外ということで対象にならない項目の一つに施設はたくさんありますね。社会福祉施設の施設ハウスたくさんありますね。そのハウスの中にいらっしゃる住民は美瑛町の住民なんです。でも、その対象者外の中に社会施設に入ってる方は対象外になるっていうことが設けられています。そこで申請をされてない、いただきたいけれどハウスに入っている。しかし、美瑛町の住民であるということに、そこで差があるんじゃないかなと思うんですが違いますでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、藤原課長。

○保健福祉課長（藤原 悟君） この制度ですが、国の制度と美瑛町が行っている制度と2通りございまして、ここの部分の臨時福祉給付金っていうのは国の制度の中で行っている給付事業です。おそらく福原議員が今おっしゃられた内容につきましては、町が単独で行っている生活給付金のことをおっしゃってるんでないかなというふうに思っているんですけど、この臨時福祉給付金につきましては、個人のそういった税の賦課要件ですとか、何とかっていうものを基にしますので、例えば施設に入所されていてもですね対象となります。ですけども、町が行っている生活給付金っていうものにつきましてはですね、例えば施設に入られて、そしてそこで生活全般をですね見てもらっているというような方に対してはですね、給付の対象からは外させていただいているということなので、多分、おそらく国の制度と町の制度の違いをおっしゃってるんでないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の42頁から45頁まで、第4款衛生費及び第5款労働費についての質疑を許します。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。4款、1項、3目の予備費についてお伺いをいたします。こちら説明欄の(1)、(2)同じような内容かと思えますので、予防接種事業、それから(2)の健診事業、この辺のところについて大幅に減額になっているわけですがけれども、この辺のところでは平均的に下がったのか、あるいはある特殊な項目が下がっているのか、この辺のところの見解をお伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原保健福祉課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) 予防費のところですね。予防接種事業と検診事業ということで二つの事業に分かれております。一つ目の予防接種事業、減額補正をしているわけですが、大きなところではですね子宮頸がんの受診者がですね大きく見込みより少なかったと。これはいろんな社会的な情勢もあってですね、そういった方の受診が大きく減ったということで、何百万、200万円以上単位で落ちているという原状にあります。もう一つ下段の健診事業ということにつきましてはですね、がん検診がありまして30歳以上の方を対象にがん検診というものを実施しているわけですが、その見込みがですね1500名程度見込んでいたものが1200名程度になったということと、女性の乳がん、子宮がんというところの見込み数が、その見込みも114名から22名程度に落ちたということが大きな要因かというふうに思っているところです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) まず、予防接種事業のお答えいただいたんですが、やはり少子化が叫ばれている時代にやはり若い方がこういうところで予防接種を受けていた。こういったことが一番大切なんだろうと思いますけれども、この辺のところの推進で何か反省すべき点とか、そういったことがありましたら教えていただきたいと思うんですが。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) 反省すべき点と言いますか、うちの方もですね先ほど申し上げましたとおり特にがん検診ですね。がん検診に関してはですね対象者の約50パーセント、約半分の方の受診を期待して予算を計上しているところなんですけれども、実際にはなかなか思うようにいかなかったというのが現状かと思えます。もう一つにはですね、もう一つの要件に特定健診というものの受診は逆に伸びている状況にありますので、そちらの検診を受けているからがん検診はいいのかなというような、そういった考えも中にはいらっしゃるかもしれませんが、内容的には別なものなのでその理解をしていただきながらですね、今後もそういった検

診の推進につきまして努力をしていきたいというふうに思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) こちら健診事業の方ですけども、やはりがん検診が落ちているということは大変危惧すべき点かなと思っております。がん治療においては、やはり早期発見、早期治療、これが最も大事だと思っております。また、いろんな形で広報ですとか、告知をいただけるわけですけども、やはり何か違った形で推進する必要があるのかなと。やはり繰り返し繰り返しってことも大切なんだろうと思うんですが、やはり実績が上がらないということは、やはりもう一工夫必要なんだろうと思います。この辺のところ27年度に向けてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、藤原課長。

○保健福祉課長(藤原 悟君) こういった健診を行う環境と申しますか、どうしても地元の医療機関ではできない部分もありますので、そういった対がんセンターですとか、そういったところに時にはこちらが出向いていってですね送迎をさせていただきながら行わなきゃいけないっていうか、そういった環境もあります。ですので、極力そういった環境のところも考えながらですね町民の方が受診しやすいような、そういった健診のあり方も検討していきたいというふうに考えております。

○議長(齊藤 正議員) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

○議長(齊藤 正議員) 2時20分まで休憩いたします。

休憩宣告(午後 2時01分)

再開宣告(午後 2時20分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案集の46頁から49頁まで、第6款農林水産業費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の48頁及び49頁、第7款商工費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の50頁から57頁まで、第8款土木費及び第9款消防費についての質疑を許します。

(「はい」の声)

はい、2番森平議員。

**○2番(森平真也議員)** はい、私は52頁、53頁、第4項除雪対策費について伺います。(1)の除雪対策事業1000万円ということでございますけれども、昨年と比較するとですね明らかに積雪が減っていると。という状況の中で、今回新たに除雪費が補正されるということについて、単純になぜなんだろうというふうに疑問を持ったわけですが、予算の内容について伺いたいと思います。当初予算としまして1億465万円というふうに記憶してありますが、その算定根拠、それに対して本年どういった状況でこれが増えたのか、その内容について詳しく伺いたいというのが1点目でございます。

2点目としまして、除雪についての契約の状況です。契約はどういった契約の内容、あるいは執行状況というところはどいった状況になっているのか。それによって今回、今後の除雪ができないということでこれが出てきたらと思うんですが、その状況について詳しくお聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

**○議長(齊藤 正議員)** はい、三田村建設水道課長。

**○建設水道課長(三田村尚樹君)** 除雪対策事業で補正額1千万円ということですが、今議員も言われるとおり雪の量が少ないと、そこでなぜ除雪費の補正をしなきゃいけないのかというようなことのご質問かと思えます。正直、今年雪は少なかったんですが、その中でもですね年末の正月に向けての排雪と、あと年明けてからのですね町内一斉の排雪と行ってございまして、そちらの方にも正直お金は使わせていただいております。その中でですね、先ほど宮様スキー場、雪の少なかったところで少ないということもあったんですが、そこで宮様スキー場を実施させていただいたと。その時にですね雪はりとか、その辺のダンプの運搬だとか、その辺の事業費として、ちょっとお金が足りなくなるということで、それに伴って補正をさせていただいた次第です。

あと、契約等の執行状況等につきましては、今ちょっと資料がありませんので休憩をお願いしてよろしいでしょうか。資料手持ちあります。ちょっと資料、ここに手持ちありませんので、ちょっと暫時休憩をお願いしたいのですが。

**○議長(齊藤 正議員)** 後で資料いただいてもよろしいですか。

**○2番(森平真也議員)** 分かりました。

**○議長(齊藤 正議員)** はい、それではそのように進めます。

**○建設水道課長(三田村尚樹君)** それでは、後ほど資料を提出させていただきます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、分かりました。1点は、今契約の状況を聞いたかったというのは、先ほど当初の総務課長の説明の中で労務単価が上がったということがあったんですけど、明らかに出勤回数であったり、減ってるわけなので、どれぐらい単価が上昇したもののなのかということがお聞きしたかったわけです。ですんで、歳出の1点目としましては、労務単価というのがどういった状況で上がっているのか。それに伴って今後の除雪がままならないような今状況にあるというふうに理解してよろしいのでしょうかというのを伺いたしたいと思います。

それともう1点ですね、今、宮様スキーマラソンの雪はりというところで、今年の状態を見ればかなり大変な状況だったんだらうなというふうに推測しますけれども、ただ、これに関して言うと、ここは本来であれば除雪費ではなくてイベント費等々で対応するべきものであって、この除雪費っていうのはやっぱり町道の維持管理というところの予算ではなかろうかと。目的外の使用になるんじゃないかなというふうに感じたわけですが、その解釈、見解について伺いたしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、三田村課長。

○建設水道課長(三田村尚樹君) 雪はり等もですね道路にある雪を雪はりに使うわけにもいかなかったということもありまして、駐車場にある雪を利用したりですね除雪の一環、同じような中でというような形でですね、こちらの方で計上させていただいたということです。

労務単価につきましては、積算を行いまして道の積算基準だとか、その辺を見比べまして、昨年とは労務単価的には上がっておるということで、その金額はアップしているということです。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) 分かりました。最後にちょっと伺いたいですけども、除雪費なかなか自然相手のもので、なかなか積算するのは難しいというふうに思いますけども、今年の場合は減ることあっても増えることはないだろうなというふうに誰もが見ていたわけです。そういったところからいくと、これはの想像ですけども、大体最後に補正をするというところが慣例になっていて、当初の積算というものが妥当だったのかなというふうに感じますけども、後の話になってしまいますのであれですけども、除雪費の積算について、こういった雪の少ない年でも出てくるというところは、やはりちょっと積算に問題があったのかなという気もするんですが、その積算の考えについて伺いたしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 除雪の関係でありますけども、一つは単価の関係、これについてはですねやはり上がってます。ですから、今回の補正の原因として単価ですとか燃料費が上がっている部分については、やはり業者の方々に見るということで何回か調整してますので、その部分について原因があるということ。今後、資料を出しますので、そこは理解していただける部分があると思います。

それから目的外ということでもありますけども、美瑛町の宮様スキーマラソンは、これまでも除雪、つまり道路の雪をグレーダーなんかで一回横にはねて、そしてコースを仮に作っていて、それを今度排雪するという形で大会をやっています。ですから、今回はそういう除雪の一環の中で今までは道路のやつを横に振って一回あれしたのを、公園のあるようなところから持ってきてコースにはって排雪した形ですから、公園の除雪の雪をですねちょっとイベント用に一度堆積してっていう理解をしていただいて、大きな流れとしては除雪の一環だというふう捉えていただきたいというふうに思います。

それから見積金額ですけども、これは言われるとおりのところはあるんですけども、我々、あまり高く見積もっていません、当初で。そうするとですね、全体的に業者さんとの関わりの中で業者さんの方も予定金額等出ますんで、あまり高いとですね業者さんと町側の方で最低の保障等の部分も含めてですね金額が釣り上がって行きます。雪が少ない時にも多くの支出が必要になってきますんで、ある程度業者の方々にも最低はこのぐらいでやれる、やれないというところを踏まえてですね、除雪費については、ある程度町の財政の中であまり多く見積もらないという、多くっていいですかね、多い時は補正をさしていただきながらやろうということでこれまでもやってきてます。ですからその部分、ご指摘の部分があるかと思いますがそういう事情があると、見積もりと最低保障というような関係があるということでご理解をいただきたいというふうに思っています。それで、除雪でですね雪が少ないんですけど、実は柔らかい雪、雨降ったりですね、これが札幌なんか除雪費非常に掛かっているのは、柔らかい雪で片付けなきゃならない雪が降るとというのが一番大きな問題になってきます。ですから今年もですね、今年度の除雪も雪の量は少ないですけども排雪をしなきゃならんとか、暖かくてぐちゃぐちゃになってですね非常にクレームの出るような、出やすい条件の中で除雪をしてきたということで、除雪費はそれなりに掛かっているってことをご理解いただきたいと思います。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の58頁から61頁まで、第10款教育費及び第11款公債費についての質疑



を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の60頁から63頁まで、第12款諸支出金についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の24頁から29頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第15款道支出金までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の30頁から35頁まで、第16款財産収入から第21款町債までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。

次に、議案集の21頁から23頁まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案集の18頁から20頁まで、平成26年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号についての質疑を行います。

議案集の64頁から69頁まで、平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号についての質疑を行います。

議案集の70頁から75頁まで、平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号についての質疑を行います。

議案集の76頁から82頁まで、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算の条文と第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号についての質疑を行います。議案集の83頁から87頁まで、平成26年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号についての質疑を行います。議案集の88頁から92頁まで、平成26年度美瑛町立病院事業会計補正予算の条文と補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終わります。

これで議案第8号から議案第13号までの6案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。6案件の討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

はい、異議なしと認めます。したがって、6案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、議案第8号から議案第13号までの6案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第 8 号から議案第 13 号までの 6 案件についての討論を終わります。

これから日程第 12、議案第 8 号の件を採決します。議案第 8 号、平成 26 年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 8 号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第 13、議案第 9 号の件を採決します。議案第 9 号、平成 26 年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 9 号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第 14、議案第 10 号の件を採決します。議案第 10 号、平成 26 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 10 号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第 15、議案第 11 号の件を採決します。議案第 11 号、平成 26 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 11 号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第 16、議案第 12 号の件を採決します。議案第 12 号、平成 26 年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 12 号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第 17、議案第 13 号の件を採決します。議案第 13 号、平成 26 年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第 13 号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第 18 議案第 24 号 和解契約の締結及び損害賠償額の決定について

日程第 19 議案第 25 号 和解契約の締結及び損害賠償額の決定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第18、議案第24号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての件、日程第19、議案第25号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第24号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、三田村建設水道課長。

（建設水道課長 三田村 尚樹君 登壇）

○建設水道課長（三田村尚樹君） 議案第24号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては94頁になります。町道美田美瑛線を走行中の車両が町道のグレーチングを跳ね上げ車両腹部に衝突し、車両が路外に横転した交通事故に対して、運転されていた方の医療費などに関する和解契約の締結及び損害賠償額を決定したいため、地方自治法に基づき議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） はい、そのまま。

続いて、議案第25号について提案理由の説明を求めます。

三田村建設水道課長。

○建設水道課長（三田村尚樹君） 議案第25号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては95頁になります。町道美田美瑛線を走行中の車両が町道のグレーチングを跳ね上げ車両腹部に衝突し、車両が路外に横転した交通事故に対して、同乗されていた方の医療費などに関する和解契約の締結及び損害賠償額を決定したいため、地方自治法に基づき議会の議決をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

次に、議案第25号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。2案件の討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは2案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第24号及び議案第25号の討論を終わります。

これから日程第18、議案第24号の件を採決します。議案第24号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第24号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第19、議案第25号の件を採決します。議案第25号、和解契約の締結及び損害賠償額の決定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第25号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会宣告

---

○議長(齊藤 正議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。どうもご苦労さまでした。

午後 2時44分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成27年4月20日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 杉山 勝雄

議員 穂積 力